

県南広域振興局長告示第 36 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 21 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
有限会社一関看護婦 家政婦紹介所	一関市桜木町 7 番 19 号	有限会社一関看護婦 家政婦紹介所指定訪 問介護事業所	ケアワークひらか指 定訪問介護事業所	一関市桜木町 7 番 19 号	平成 19 年 9 月 1 日